

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年8月12日 |
| 【四半期会計期間】 | 第198期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日） |
| 【会社名】 | 若築建設株式会社 |
| 【英訳名】 | WAKACHIKU CONSTRUCTION CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 菅野 幸裕 |
| 【本店の所在の場所】 | 北九州市若松区浜町一丁目4番7号 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は下記の場所で行っております。） |
| 【電話番号】 | - |
| 【事務連絡者氏名】 | - |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都目黒区下目黒二丁目23番18号 |
| 【電話番号】 | 03(3492)0271(大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務執行役員財務部長 衣非 勉 |
| 【縦覧に供する場所】 | 若築建設株式会社 千葉支店 （千葉市中央区新田町4番22号） 若築建設株式会社 東京支店 （東京都目黒区下目黒二丁目23番18号） 若築建設株式会社 横浜支店 （横浜市中区尾上町一丁目6番地） 若築建設株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区錦一丁目11番20号） 若築建設株式会社 大阪支店 （大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第197期 第1四半期連結 累計期間 | 第198期 第1四半期連結 累計期間 | 第197期 |
|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日 | 自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日 | 自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日 |
| 売上高(百万円) | 10,587 | 13,473 | 65,552 |
| 経常利益(損失)(百万円) | 802 | 215 | 1,130 |
| 四半期(当期)純利益(損失) (百万円) | 590 | 191 | 644 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 632 | 175 | 710 |
| 純資産額(百万円) | 13,817 | 14,984 | 15,161 |
| 総資産額(百万円) | 46,781 | 49,991 | 54,684 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 (損失)(円) | 4.79 | 1.55 | 5.23 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円) | - | - | - |
| 自己資本比率(%) | 29.0 | 29.2 | 27.1 |

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第197期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第197期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第198期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新政権下における経済政策と日銀の金融政策への期待感により株価が上昇、円安が進み、消費者マインドの改善により個人消費に持ち直しの動きが見られるなど景気回復へ向け明るい兆しが見られましたが、引き続き欧州債務問題等による海外経済の減速懸念など、先行き不透明さが拭えない状況が続きました。

建設業界におきましては、公共投資は補正予算の執行などにより堅調に推移し、民間設備投資は一部に持ち直しの動きが見られるものの、熾烈な受注競争、建設技能者の不足による労務費の高騰等、依然として厳しい経営環境が続きました。

このような状況の下で、当社グループは業績の向上に努めてまいりました結果、売上高は前年同期比27.3%増の134億円、損益につきましては、営業損失1億円（前年同期は営業損失7億円）、経常損失2億円（前年同期は経常損失8億円）、四半期純損失1億円（前年同期は四半期純損失5億円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(建設事業)

建設事業を取り巻く環境は、市場全体の縮小により受注競争は更に激化し、厳しい状態が続いております。当社グループはそのような状況のもと努力を続けてまいりました結果、建設事業の売上高は前年同期比26.9%増の131億円、損益につきましては、営業利益53百万円（前年同期は営業損失4億円）となりました。

(不動産事業)

不動産事業を取り巻く環境は、景気の先行き不透明感などから、厳しい状態が続いております。当社グループはこのような状況を考慮し販売活動を行いました。当社グループの不動産事業の売上高は前年同期比15.8%減の1億円、営業損失42百万円（前年同期は営業損失7百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費は34百万円でありました。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要の主なものは、工事施工に伴う材料費・外注費等の営業費用であり、当該支出は、工事代金及び短期借入で賄っております。また、設備投資資金等については、工事代金及び借入により調達することにしております。

平成25年6月30日現在の有利子負債は、短期借入金1億円、長期借入金66億円となっており、前連結会計年度末から73百万円減少いたしました。今後も財務体質の改善・効率化を推し進め、有利子負債の圧縮を図る方針であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 240,000,000 |
| 計 | 240,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成25年6月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成25年8月12日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|--|-----------------------------|------------------------------------|----------------------------|
| 普通株式 | 129,649,939 | 129,649,939 | 東京証券取引所(市場 第一部) | 単元株式数は 1,000株であ ります。 |
| 計 | 129,649,939 | 129,649,939 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | |
|--|-----------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年6月7日 |
| 新株予約権の数(個) | 6,198 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 6,198,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 当初行使価額 110 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成25年7月1日 至 平成28年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 - 資本組入額 - |
| 新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社の事前の同意を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式6,198,000株(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1,000株とする。)とし、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しないものとする。

(2) 行使価額の修正の基準及び頻度

行使価額の修正基準

本新株予約権の発行後、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)の前取引日(但し、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引のVWAPの94%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。

行使価額の修正頻度

行使の都度、上記 行使価額の修正基準記載のとおり修正される。

(3) 行使価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限

行使価額の下限

修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が42円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

新株予約権の目的となる株式の数の上限

6,198,000株（平成25年6月30日現在の普通株式の発行済株式総数の4.78%）

資金調達額の下限（上記に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）
261,034,968円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

- (4)本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金116円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金116円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たり金116円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記20連続取引日の間に行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該20連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本号の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。

- (5)本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間の取決めの内容

当社は割当先との間で、本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだファシリティ契約を締結しております。

〔ファシリティ契約の内容〕

ファシリティ契約とは、当社と割当先との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、以下のとおり、ファシリティ特約期間中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、割当先は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定するものです。

割当先は、平成25年7月1日から平成28年3月31日までの期間（以下「ファシリティ特約期間」といいます。）においては、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内であっても、ファシリティ契約の規定に従って行使する場合のほか、本新株予約権を行使しないことに同意します。

当社は、ファシリティ特約期間において、ファシリティ契約の規定に従い、随時、何回でも、割当先に対して本新株予約権の行使を要請する期間（以下「行使要請期間」といいます。）及び行使要請期間中に割当先に対して行使を要請する本新株予約権の個数（以下「行使要請個数」といいます。）を定めることができます。

当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、行使要請期間の初日の前取引日までに、割当先に対して通知（以下「行使要請通知」といいます。）を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表がされた後でなければ、行使要請通知を行うことができません。

当社が行使要請通知を行った場合、割当先は、行使要請通知に定める行使要請期間中において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力します。但し、割当先は、本新株予約権を行使する義務は負いません。

1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、20取引日以上期間です。

1回の行使要請通知に定める行使要請個数は、100個以上、6,198個以内の範囲です。

当社は、割当先に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使要請個数のある行使要請通知を撤回することができます。但し、行使要請通知に係る残存行使要請期間（撤回通知が行われた日（当日を含みます。）から当該行使要請通知に係る行使要請期間終了日までの期間をいいます。）が3取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

3年間の行使期間のうち最後の3か月間は、自由裁量期間となり、割当先は自社の裁量で自由に行使することが可能となります。

- (6)当社の株券の売買に関する事項について割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

- (7)当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をしております。

なお、割当先と三井住友信託銀行株式会社の間で株券貸借取引契約の締結をしております。

(8)その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (株) | 発行済株式総 数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金残 高(百万円) |
|------------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|------------------|
| 平成25年4月1日～ 平成25年6月30 日 | - | 129,649,939 | - | 11,374 | - | 2,843 |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|----------|----------------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 6,291,000 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 123,169,000 | 123,169 | - (注)1 |
| 単元未満株式 | 普通株式 189,939 | - | 1単元(1,000株)未満の株式(注)2 |
| 発行済株式総数 | 129,649,939 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 123,169 | - |

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が、6,000株(議決権の数6個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式697株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|----------------------|------------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| (自己保有株式) 若築建設株式会社 | 東京都目黒区下目 黒二丁目23番18号 | 6,291,000 | - | 6,291,000 | 4.85 |
| 計 | - | 6,291,000 | - | 6,291,000 | 4.85 |

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|-------------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金預金 | 9,714 | 9,758 |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 22,606 | 17,539 |
| 販売用不動産 | 1 8,399 | 1 8,330 |
| 未成工事支出金等 | 897 | 1,703 |
| 繰延税金資産 | 784 | 885 |
| 立替金 | 1,748 | 1,403 |
| その他 | 1,034 | 868 |
| 貸倒引当金 | 16 | 14 |
| 流動資産合計 | 45,168 | 40,474 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物・構築物 | 1 3,066 | 1 3,055 |
| 機械、運搬具及び工具器具備品 | 3,977 | 4,015 |
| 船舶 | 4,245 | 4,251 |
| 土地 | 1 4,729 | 1 4,729 |
| その他 | 217 | 218 |
| 減価償却累計額 | 9,525 | 9,549 |
| 有形固定資産合計 | 6,710 | 6,721 |
| 無形固定資産 | 124 | 119 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1 1,960 | 1 1,971 |
| その他 | 1,577 | 1,570 |
| 貸倒引当金 | 856 | 865 |
| 投資その他の資産合計 | 2,680 | 2,675 |
| 固定資産合計 | 9,516 | 9,517 |
| 資産合計 | 54,684 | 49,991 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形・工事未払金等 | 21,460 | 17,048 |
| 短期借入金 | 100 | 100 |
| 未払法人税等 | 235 | 105 |
| 未成工事受入金等 | 2,975 | 3,184 |
| 引当金 | 326 | 219 |
| その他 | 2,661 | 2,560 |
| 流動負債合計 | 27,759 | 23,217 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 6,716 | 6,643 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 897 | 897 |
| 退職給付引当金 | 3,914 | 4,025 |
| その他 | 235 | 222 |
| 固定負債合計 | 11,764 | 11,788 |
| 負債合計 | 39,523 | 35,006 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 11,374 | 11,374 |
| 資本剰余金 | 2,860 | 2,860 |
| 利益剰余金 | 506 | 314 |
| 自己株式 | 692 | 692 |
| 株主資本合計 | 14,049 | 13,857 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 78 | 72 |
| 土地再評価差額金 | 689 | 689 |
| その他の包括利益累計額合計 | 768 | 762 |
| 新株予約権 | - | 0 |
| 少数株主持分 | 343 | 364 |
| 純資産合計 | 15,161 | 14,984 |
| 負債純資産合計 | 54,684 | 49,991 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) |
|--------------------|---|---|
| 売上高 | | |
| 完成工事高 | 10,346 | 13,111 |
| 不動産事業等売上高 | 240 | 361 |
| 売上高合計 | 10,587 | 13,473 |
| 売上原価 | | |
| 完成工事原価 | 10,087 | 12,309 |
| 不動産事業等売上原価 | 165 | 266 |
| 売上原価合計 | 10,252 | 12,576 |
| 売上総利益 | | |
| 完成工事総利益 | 259 | 802 |
| 不動産事業等総利益 | 75 | 94 |
| 売上総利益合計 | 334 | 897 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,086 | 1,093 |
| 営業損失() | 752 | 196 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2 | 2 |
| 受取配当金 | 9 | 8 |
| 為替差益 | - | 12 |
| 保険配当金 | 3 | 19 |
| その他 | 12 | 5 |
| 営業外収益合計 | 27 | 49 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 65 | 58 |
| その他 | 13 | 9 |
| 営業外費用合計 | 78 | 68 |
| 経常損失() | 802 | 215 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 1 |
| 特別利益合計 | 0 | 1 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 103 | 0 |
| その他 | 4 | 0 |
| 特別損失合計 | 107 | 0 |
| 税金等調整前四半期純損失() | 910 | 214 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 25 | 57 |
| 法人税等調整額 | 346 | 102 |
| 法人税等合計 | 320 | 44 |
| 少数株主損益調整前四半期純損失() | 589 | 169 |
| 少数株主利益 | 1 | 21 |
| 四半期純損失() | 590 | 191 |

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) |
|--------------------|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純損失() | 589 | 169 |
| その他の包括利益 | | |
| 其他有価証券評価差額金 | 42 | 5 |
| その他の包括利益合計 | 42 | 5 |
| 四半期包括利益 | 632 | 175 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 633 | 197 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 1 | 21 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|--------|-------------------------|------------------------------|
| 販売用不動産 | 8,255百万円 | 8,186百万円 |
| 建物 | 977 | 967 |
| 土地 | 4,726 | 4,726 |
| 投資有価証券 | 129 | 129 |
| 計 | 14,088 | 14,008 |

なお、当該担保資産の一部は、下記の担保付債務以外に、非連結子会社と金融機関との間で締結した借入契約に基づく債務の担保に供されております。

担保付債務は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|-------|-------------------------|------------------------------|
| 短期借入金 | 50百万円 | 50百万円 |
| 長期借入金 | 6,716 | 6,643 |
| 計 | 6,766 | 6,693 |

2. 保証債務

連結会社以外の下記の相手先の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日) |
|-------------------|-------------------------|------------------------------|
| 門司港開発株式会社 | 1,176百万円 | 1,134百万円 |
| 全国漁港漁村振興漁業協同組合連合会 | 102 | 102 |
| その他 | 84 | 84 |
| 計 | 1,364 | 1,322 |

門司港開発株式会社への保証債務の一部は連帯保証であり、当社負担額を記載しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) |
|-------|---|---|
| 減価償却費 | 47百万円 | 44百万円 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注)1 | 調整額 (注)2 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3 |
|-------------------------|---------|-------|--------|-------------|-------------|-------------------------------|
| | 建設事業 | 不動産事業 | 計 | | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 10,346 | 186 | 10,532 | 54 | - | 10,587 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | - | - | - | 18 | 18 | - |
| 計 | 10,346 | 186 | 10,532 | 73 | 18 | 10,587 |
| セグメント利益又はセグメン ト損失() | 480 | 7 | 487 | 11 | 275 | 752 |

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主な内容は船舶監理業務であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 275百万円は、各報告セグメントに帰属しない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注)1 | 調整額 (注)2 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3 |
|-------------------------|---------|-------|--------|-------------|-------------|-------------------------------|
| | 建設事業 | 不動産事業 | 計 | | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 13,133 | 155 | 13,288 | 184 | - | 13,473 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | - | 1 | 1 | 20 | 21 | - |
| 計 | 13,133 | 156 | 13,290 | 204 | 21 | 13,473 |
| セグメント利益又はセグメン ト損失() | 53 | 42 | 11 | 60 | 267 | 196 |

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主な内容は船舶監理業務であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 267百万円は、各報告セグメントに帰属しない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) |
|---|---|---|
| 1株当たり四半期純損失金額() | 4円79銭 | 1円55銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純損失金額()(百万円) | 590 | 191 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円) | 590 | 191 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 123,359 | 123,358 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | | 平成25年6月7日取締役会決議の新株予約権(行使価額修正条項付) 新株予約権の個数 6,198個 新株予約権の目的となる株式の数 6,198,000株 |

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

若築建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | |
|--------------------|-------|----------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 佐野 裕 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 大津 大次郎 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている若築建設株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、若築建設株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。